⑶　関東農政局における「電気工事」において平成23・24年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　施工実績

①　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、水力発電設備を自ら製作・据付した工事とし、工事規模が出力30kW以上のものとする。

③　自ら製作・据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品、ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

⑹　入札説明書に示す内容に対するＶＥ提案についての技術的所見が適正であること。ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がない場合は、競争参加資格を認めない。

⑺　入札説明書に示す技術課題に対する提案（以下「技術提案」という。）を提出し、その内容が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。なお、当該経験は各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現地据付時で別の技術者を配置して差し支えないものとする。また、配置予定技術者の専任制については、

ア　工場製作については、専任制を義務付けない。

イ　現場据付については、専任制を義務付ける。

ウ　工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として対応すること。ただし、常駐する必要はない

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」又は「電気電子」とするものに限る）。

イ　建設業法第15条第２号で定めている者のうち１級電気施工管理技士以外の者とする。

②　平成８年４月１日以降に、上記２の⑸②に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑼　設計の体制及び実績　発電設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

⑽　保守サービス体制　工事完成・引渡し後においても、発電設備の保守管理等について速やかな対応ができる体制が会社組織（同系列のサービス組織を含む）に整備され、静岡県内を保守サービスの範囲としている支店・営業所等が関東農政局管内に確立していること。

⑾　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年10月26日付け19関総第558号（会））に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者（請負者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　ＶＥ提案

③　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、次のア、イに示す「ＶＥ提案評価点」及び「技術提案評価点」の合計点を付与する。

ア　「ＶＥ提案評価点」は、上記３の⑴②について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点を付与し、それ以外の者には「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として付与する。

イ　「技術提案評価点」は、上記３の⑴③を実施し、その結果に応じて最大で10点を付与する。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施行体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶　ＶＥ提案について

①　ＶＥ提案の作成　ＶＥ提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　ＶＥ提案における条件　設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。

③　ＶＥ提案のヒアリングを行う。

④　ＶＥ提案の採否及び評定結果　ＶＥ提案の採否及び関東農政局工事成績等実施要領に基づいた評定結果については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑷　技術提案について

①　技術提案の作成　技術提案は入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案における条件　技術課題及び条件等の詳細は入札説明書によるものとする。

③　技術提案のヒアリングを行う。

⑸　落札者の決定方法

①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の評価値によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な評価値と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。